

上下水道局

水道事業の概要	XIV- 1
水道施設整備計画	XIV- 6
下水道事業の概要	XIV- 9
公共下水道	XIV- 9
北勢沿岸流域下水道事業計画	XIV-17
四日市市単独公共下水道事業計画	XIV-18
ポンプ場施設数	XIV-18
農業集落排水事業	XIV-19
生活排水施設	XIV-20

水道事業の概要

本市上水道は、昭和3年7月、入港船舶へ給水する「四日市給水株式会社」の施設を買収し、給水を開始した。以後、同施設の改良・拡張・富洲原町合併による富洲原上水道の継承、震災・空襲による損壊とその復旧工事、昭和24年からの第一期拡張事業、昭和35年からの第二期拡張事業、昭和44年からの第三期拡張事業を経て、平成元年から第四期拡張事業を実施してきた。今日までの拡張事業のなかで、市勢の伸展に併せた給水区域の拡大と未給水区域の解消を推進し、一方、郊外地に建設してきた簡易水道も順次、上水道に統合して経営の一体化を図った結果、昭和62年4月には本市全域が上水道区域となった。また、水需要の伸びにともなう新規水源確保や施設の拡充、さらに配水管網の整備拡充、経年管布設替えによる赤水・漏水防止対策など、お客様サービスの向上と安定給水に努めてきた。

拡張事業は普及率99.9%を達成し、平成11年度をもって一応の完了をみた。平成12年度からは第一期水道施設整備計画により、高普及時代に即応した施設設備として配水管網整備、経年施設の更新を進め給水の安定化を図ってきた。

平成22年度からは、更なる安心・安全な水の安定供給を目指し、第一期水道施設整備計画で進めてきた経年施設の更新と基幹施設の耐震化の事業を継承すると共に、水質悪化が懸念される朝明水源地に新たな浄水処理方法の導入など、四日市市水道ビジョンの方針に沿って第二期水道施設整備計画を推進してきた。この整備計画が平成30年度に終結するなか、本市は、これまで整備した水道施設の老朽化が進行し、更新費用が増大するとともに、少子化による人口の減少時代の到来や東日本大震災の経験を踏まえた災害への対応により、これまで経験したことのない厳しい経営環境を迎える。このような状況のなか、前ビジョンの方針を継承した「四日市市水道ビジョン2019」を策定し、令和元年度を初年度とする第三期水道施設整備計画の推進を図る。

● 事業の推移

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内戸数（戸）	138,862	140,635	141,978
〃 人口（人）	311,431	311,527	310,610
普及率（％）	99.9	99.9	99.9
給水戸数（戸）	151,722	152,527	154,142
〃 人口（人）	311,395	311,492	310,577
配水量（千m ³ ）	39,783	39,349	40,067
有収水量（千m ³ ）	35,795	35,386	31,903
1日最大配水量（千m ³ ）	124	119	121
1日平均配水量（千m ³ ）	109	108	110
導・送配水管延長（km）	2,126	2,133	2,144

● 普及率の推移

項 目		S. 35年度 (1960年)	S. 45年度 (1970年)	S. 55年度 (1980年)	R. 2年度 (2020年)
普及率	給水人口 行政給水区域人口	68.5	88.9	95.4	99.9
	給水人口 計画給水区域人口	78.7	92.5	96.8	101.0

● 水源地

水源地	竣 工	取水能力 (m ³ /日)	配水量 (m ³ /年)
三 滝	昭37. 3. 30	18,370	5,634,720
内 部	昭38. 3. 30	18,900	4,960,570
朝 明	昭43. 3. 30	13,220	7,028,870
三滝西	昭45. 3. 30	20,860	11,917,514
小 牧	昭48. 3. 31	3,000	8,961,563
員 弁	昭48. 3. 31	29,670	(小牧を含む)
楠	平17. 2. 7 (合併)	0	1,242,473
合計		104,020	40,066,902

● 配水量内訳

区 分	数 量 (m ³)	構成比 (%)
自己水 (市内)	18,543,639	46
自己水 (東員町)	6,511,493	16
小計	25,046,132	62
受水 (木曾川水系)	4,699,795	12
〃 (三重用水系)	9,917,380	25
〃 (長良川水系)	403,595	1
小計	15,020,770	38
合計	40,066,902	100

● 水道料金

令和元年10月から消費税及び地方消費税の税率が10%に改定されたことにもない、水道料金も改定した。

(令和元年10月から改定)

1ヶ月につき

料金 用途		基本		従量料金 (1 m ³ につき)					
		水量	料金	6~ 10 m ³ まで	11~ 20 m ³ まで	21~ 30 m ³ まで	31~ 50 m ³ まで	51~ 100 m ³ まで	101 m ³ 以上
一般用	口径 13mm	5 m ³	946.00 円						
	〃 20mm	5 m ³	1,496.00 円						
	〃 25mm	5 m ³	1,925.00 円	22.00 円	135.30 円	167.20 円	232.10 円	295.90 円	361.90 円
	〃 40mm	—	5,049.00 円	1~50 m ³ まで				51~ 100 m ³ まで	101 m ³ 以上
	〃 50mm	—	10,098.00 円						
	〃 75mm	—	23,760.00 円						
	〃 100mm	—	44,880.00 円	281.60 円				326.70 円	361.90 円
	〃 150mm	—	110,990.00 円						
公衆浴場用	200 m ³	11,550.00 円	201 m ³ ~400 m ³ まで 37.40 円					401 m ³ 以上 74.80 円	
臨時用	5 m ³	3,685.00 円	6 m ³ 以上			721.60 円			
船舶用	—	33,550.00 円	1 m ³ 以上			295.90 円			

令和3年3月31日現在

● 用途別有収水量

用 途		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		有収水量 (千 m^3)	構成比 (%)	有収水量 (千 m^3)	構成比 (%)	有 収 水 量 (千 m^3)	構 成 比 (%)
一般用	口 径 25 mm以下	30,195	84.355	29,923	84.56	26,872	84.23
	” 40 mm以上	5,521	15.424	5,395	15.25	4,970	15.58
公 衆 浴 場 用		36	0.101	31	0.09	26	0.08
臨 時 用		1	0.003	0.2	0.0	0.1	0.00
船 舶 用		42	0.117	37	0.10	35	0.11
合 計		35,795	100.00	35,386	100.00	31,903	100.00

● 用途別給水収益

用 途		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		給水収益 (千円)	構 成 比 (%)	給水収益 (千円)	構 成 比 (%)	給水収益 (千円)	構 成 比 (%)
一般用	口 径 25 mm以下	5,104,035	71.324	5,104,037	71.60	4,063,914	69.15
	” 40 mm以上	2,030,111	28.369	2,005,338	28.13	1,795,204	30.54
公 衆 浴 場 用		1,828	0.026	1,599	0.02	1,037	0.02
臨 時 用		740	0.010	185	0.00	116	0.00
船 舶 用		19,365	0.271	17,585	0.25	17,276	0.29
合 計		7,156,079	100.00	7,128,744	100.00	5,877,547	100.00

● 収益的収支

区 分		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
収 益	営 業 収 益	7,057,881	92.40	6,895,436	92.79	5,753,430	76.31
	営 業 外 収 益	578,374	7.57	527,818	7.10	1,785,935	23.69
	特 別 利 益	1,981	0.03	8,432	0.11	0	0.00
	合 計	7,638,237	100.00	7,431,685	100.00	7,539,364	100.00
費 用	営 業 費 用	5,946,415	95.32	6,038,920	95.70	6,235,335	94.17
	営 業 外 費 用	288,975	4.63	265,495	4.21	384,220	5.80
	特 別 損 失	3,153	0.05	5,705	0.09	2,122	0.03
	合 計	6,238,542	100.00	6,310,121	100.00	6,621,677	100.00
当年度純利益		1,399,695		1,121,564		917,687	

(消費税及び地方消費税を除く)

● 事業費用内訳

(単位：千円)

年度	合 計	人件費	支払利息	減価償却費	動 力 費	受水費	工事費・ 材料費ほか
30	6,238,542	793,224	288,842	1,727,848	194,294	1,832,391	1,401,943
元	6,310,121	717,253	265,351	1,753,165	193,930	1,859,054	1,521,368
2	6,621,677	756,187	240,136	1,754,033	182,105	1,805,259	1,883,957

※各年度とも決算額

● 経営分析

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
負荷率 (%)	87.68	90.46	90.89
施設利用率 (%)	60.00	58.12	59.59
最大稼働率 (%)	68.43	64.25	65.56
供給単価 (1m ³ 当たり円)	185.11	185.39	167.48
給水原価 (1m ³ 当たり円)	162.56	167.76	193.66
有 収 率 (%)	89.98	89.93	79.62

水道施設整備計画

上水道は市民生活を支える重要なライフラインであり、水の需要に対して、常に安定的に安全な水の供給に努めなければならない。水需要に対処するための新規水源開発は、従来のような行政区域内の河川周辺の地下水開発は限界に達していることから市境・県境を超えた広域的な見地から恒久的な水源開発を目指す必要がある。

本市水道水源は地下水を原水とする自己水源と併せて、木曾川水系と三重水系広域水道用水の受水で賄っている。自己水源が都市化の進展や経年化に伴い、取水能力の低下が見受けられることに併せ、水源開発には、長期間を要することから、第一期水道施設整備計画のなかで、灌漑用井戸を用途転用する平尾取水場を完成させるとともに、楠町との合併に伴い長良川系広域水道用水の受水を開始した。

平成 22 年度からの第二期水道施設整備計画では、これまで進めてきた経年施設の更新と、基幹施設の耐震化を継承するとともに、新たな課題として水質悪化が懸念される朝明水源地区への高度浄水処理設備の導入、危機管理対策では、渇水や災害などに強い管路システムへの再構築を目指した配水区域のブロック化検討、安心・快適な水供給の観点から、水質管理面で水安全計画の策定や連続水質監視システムの導入を図った。

令和元年度からの第三期水道施設整備計画では、これまで進めてきた基幹施設の耐震化、経年管路・施設の更新、水源の確保、配水管網の整備を継承する。

● 事業の推移

区 分	事 業 内 容
創 設	昭和 3 年四日市市上水道が認可され、昭和 16 年富洲原町上水道、昭和 24 年山の手地区軍用水道を併合
第 1 期 拡 張 事 業	昭和 24 年 5 月認可。その後変更が行われ、計画給水人口 104,000 人、1 日最大給水量 26,000m ³ 、事業費 2 億 7,100 万円
第 2 期 拡 張 事 業	昭和 35 年 1 月認可。その後 3 次にわたる変更が行われ、計画給水人口 241,500 人、1 日最大給水量 99,000m ³ 、事業費 22 億 5,211 万円
第 3 期 拡 張 事 業	昭和 44 年 3 月認可。その後 6 次にわたる変更が行われ、計画給水人口 275,700 人、1 日最大給水量 162,700m ³ 、事業費 164 億 3,950 万円
第 4 期 拡 張 事 業	平成元年 2 月認可。平成 6 年度から 1 次変更事業に移行。計画給水人口 305,000 人、1 日最大給水量 191,900m ³ 、事業費 219 億 3,000 万円
第一期水道施設整備計画	平成 11 年 8 月認可。平成 17 年 2 月から合併届出により変更。計画給水人口 322,000 人、1 日最大給水量 191,800m ³ 、事業費 110 億円
第二期水道施設整備計画	平成 22 年 3 月認可。計画給水人口 312,600 人、1 日最大給水量 150,500m ³ 、事業費 154 億円
第三期水道施設整備計画	計画給水人口 307,400 人、1 日最大給水量 117,100m ³ 、事業費 331 億円

● 第三期水道施設整備計画

内 容		-
認 可 年 月 日		-
着 工 年 月 日		平成 31 年 4 月 1 日
竣 工 年 月 日		令和 11 年 3 月 31 日
計 画 給 水 人 口 (人)		307,400
1 人 1 日 最 大 給 水 量 (ℓ)		381
1 人 1 日 平 均 給 水 量 (ℓ)		322
1 日 最 大 給 水 量 (m ³ /日)		117,100
1 日 平 均 給 水 量 (m ³ /日)		99,000
事 業 費 (千 円)		33,137,720
目 標 年 度		令和 10 年度
水 源 別	三 滝 水 源	16,050
	内 部 水 源	18,040
	朝 明 水 源	13,220
	三 滝 西 水 源	20,010
	員 弁 水 源	28,950
	小 牧 水 源	7,740
施 設 能 力 (m ³ /日)	北 中 勢 水道用水受水	(木曾川用水系) 36,200
		(三重用水系) 41,800
		(長良川河口堰系) 2,200
	合 計	184,210
配 水 池 容 量 (m ³)		112,335

下水道事業の概要

本市の下水道は、市街地の多くが低平地であるという地形的な特質から、当初は雨水排除を主目的にしたものであったが、その後、急激な都市化、生活の近代化に伴う公共用水域の水質保全等生活環境改善として、汚水対策についても市の基本計画に基づき、整備、拡張を進めている。

公共下水道

本市の下水道は、昭和29年に単独公共下水道として市の中心部である納屋、阿瀬知の一部を排水区とする第1期事業に着手。昭和40年7月には日永浄化センターが稼働し、市街地の一部で水洗化が可能となった。

これと前後して、公社、公団関係の団地をはじめ、市中心部に連たんする地域を事業計画区域に繰り入れ、整備区域の拡大を図ってきている。

また、県が事業主体となって整備を行う北勢沿岸流域下水道北部処理区の関連公共下水道についても、昭和52年度から事業に着手し、昭和63年1月より一部供用を開始し、南部処理区の関連公共下水道も平成元年度から着手し、平成8年4月より一部供用を開始、事業を進めている。一方、中心市街地の浸水が著しいことから平成3年度より再整備事業に着手し、平成5年7月から諏訪公園雨水調整池が、平成22年6月から中央通り貯留管が稼働している。また、平成30年度より浜田通り貯留管の整備に着手した。

平成17年度からは企業会計方式の全部適用や上下水道局への組織統合、さらに平成19年度からは、生活排水対策事業部門を上下水道局へ集約するなど、経済的で効率的な整備への見直しや下水道財政の健全化を図りながら、より一層の下水道の普及と生活環境の向上を目指し、事業を推進している。

未普及対策と並行し、平成20年度に地震対策計画、平成25年度に長寿命化計画を策定し、施設の再構築にも着手し、平成28年度に日永浄化センターの第4系統を一部供用開始したことに伴い、第1系統を廃止した。また、納屋滞水池などの合流改善事業は平成25年度末に完了した。

● 事業の推移

年 度	処理面積 (ha)	処理可能人口 (人)	普及率 (%)
平成 14 年度	3,210	166,271	56.0
15	3,454	178,922	60.2
16	3,684	191,966	62.0
17	3,745	195,464	62.9
18	3,865	204,054	65.4
19	4,013	212,390	67.7
20	4,103	216,149	68.8
21	4,173	219,254	69.9
22	4,205	221,566	70.5
23	4,242	222,876	71.1
24	4,323	225,956	72.2
25	4,389	228,405	73.1
26	4,428	231,024	74.0
27	4,504	235,176	75.3
28	4,573	236,929	76.0
29	4,650	241,704	77.5
30	4,713	244,210	78.4
令和元年度	4,775	246,083	79.0
2	4,783	248,436	80.0

● 収益の収支

区 分		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
収 益	営 業 収 益	9,096,984	57.93	9,183,530	60.16	9,266,757	59.72
	営 業 外 収 益	6,607,650	42.07	6,080,706	39.83	6,250,485	40.28
	特 別 利 益	225	0.00	1,066	0.01	20	0.00
	合 計	15,704,859	100.00	15,265,302	100.00	15,517,261	100.00
費 用	営 業 費 用	11,511,337	86.32	11,749,629	86.82	11,924,976	87.65
	営 業 外 費 用	1,822,220	13.67	1,779,136	13.15	1,679,246	12.34
	特 別 損 失	1,897	0.01	4,499	0.03	1314	0.01
	合 計	13,335,454	100.00	13,533,264	100.00	13,605,536	100.00
当年度	純利益	2,369,405		1,732,038		1,911,726	
	純損失	—		—		—	

(消費税及び地方消費税を除く)

● 事業費用内訳

(単位：千円)

年 度	合 計	人件費	支払利息	減価償却費	委託料	工事請負費	負担金	その他
30	13,335,454	519,772	1,505,188	7,950,091	775,569	102,773	846,280	1,635,781
元	13,533,264	503,250	1,384,403	8,143,767	882,305	181,778	893,621	1,544,140
2	13,533,264	491,431	1,261,176	8,333,946	965,652	159,388	1,009,219	1,384,724

● 経営分析

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
固定資産構成比率 (%)	96.41	96.56	96.77
固定負債構成比率 (%)	31.39	31.03	30.68
固定比率 (%)	150.33	149.65	148.67
使用料単価 (1m ³ 当たり円)	189.72	190.63	187.55
処理原価 (1m ³ 当たり円)	212.70	219.37	212.72

● 公共下水道処理区（事業計画区域）

処理区名	排水区・地区	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	終末処理施設
日永処理区	橋北排水区	111.1	4,977	日永浄化センター
	納屋	143.3	7,208	
	阿瀬知	182.1	13,020	
	常磐	170.0	5,848	
	合流式 小計	606.5	31,053	
	午起地区	60.0	1,608	
	常磐	125.6	3,014	
	千歳	60.6	188	
	大井の川	34.0	391	
	南部第1	158.1	3,320	
	南部第2	71.1	1,614	
	笹川第1	145.0	2,364	
	笹川第2	206.6	10,950	
	笹川第3	178.5	7,676	
	笹川第4	317.6	12,830	
	笹川第5	171.5	11,082	
	川島第1	365.0	22,740	
	川島第2	242.2	11,477	
	高花平	68.5	3,028	
	桜	198.7	11,645	
	(特定環境保全公共下水道)			
	桜西	72.8	1,172	
	鈴鹿山麓研究学園都市	51.8	0	
	分流式 小計	2,527.6	105,099	
	単独公共下水道・計	3,134.1	136,152	

処理区名 排水区・地区	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	終末処理施設
広 永 処理分区	80.77	2,049	北勢沿岸流域下水道 北部浄化センター
伊 坂 台 "	42.17	2,455	
朝 明 西 "	23.75	1,516	
山 城 "	41.36	1,375	
あかつき "	87.39	3,884	
朝 明 南 "	139.42	5,026	
天カ須賀 "	72.96	4,352	
富 田 "	567.62	28,616	
茂 福 "	227.32	8,086	
羽 津 "	330.90	13,964	
三ッ谷 "	121.15	5,554	
阿 倉 川 "	240.44	14,408	
野 田 "	27.50	1,462	
三 重 "	492.52	18,051	
江 田 川 "	0.963	18	
県 "	130.52	391	
流域（北部処理区）関連公共下水道 計	1.85	0	
	2,511.57	111,181	
磯 津 処理分区	32.1	1,284	北勢沿岸流域下水道 南部浄化センター
河原田西 "	151.3	5,724	
河原田東 "	110.5	114	
楠 南 部 "	75.8	3,944	
楠 西 部 "	60.1	2,986	
楠 中 部 "	66.1	2,427	
楠東部北 "	3.4	111	
楠東部南 "	55.3	812	
流域（南部処理区）関連公共下水道 計	554.6	17,402	
合 計	6,066.17	264,735	

※流域関連公共下水道の計画人口は、流域下水道計画と整合を図り、水洗化を考慮した人口

● 受益者負担制度

昭和39年度から建設省令により賦課徴収を行ってきたが、昭和48年4月から条例に移行し賦課徴収を行っている。

- ・負担金の額 単位負担金額を当該受益者が所有し、または地上権等を有する土地の面積を乗じて得た額。
- ・単位負担金額 日永処理区………1㎡当り 96円・108円・130円・150円・170円・360円
流域北部処理区…1㎡当り108円・130円・150円・170円
流域南部処理区…1㎡当り150円・170円・500円

受益者負担金調定額

年 度	調 定 額 (円)
平成30	46,866,000
令和元	58,754,450
令和2	48,629,830

● 下水道使用料

下水道の整備された区域では、四日市市公共下水道条例に基づき下水道使用料を徴収している。このうち、水道汚水については、給水量を汚水排水量として計算し、水道料金と同時に徴収、また地下水等の排水は、ポンプ能力・使用状況等の届出に基づいて排水量を認定して徴収する。

令和元年10月から消費税及び地方消費税の税率が10%に改定されたことにともない、下水道使用料も改定した。

(令和元年10月から改定)

(1ヶ月につき)

汚水の種類		下水道使用料	
一 般 汚 水	基本使用量	5m ³ まで	715.00円
	超過使用量 1m ³ につき	6m ³ ~ 30m ³	1m ³ につき 187.00円
		31m ³ ~ 100m ³	1m ³ につき 275.00円
		101m ³ ~ 500m ³	1m ³ につき 374.00円
		501m ³ ~	1m ³ につき 418.00円
公衆浴場の汚水		1m ³ につき	16.50円
その他の汚水	工事用	1m ³ につき	418.00円
	その他	1m ³ につき	187.00円

令和3年3月31日現在

● 下水道使用料調定額

年 度	調 定 額 (円)
平成30	5,097,519,075
令和元	5,162,769,979
令和2	5,287,665,649

● 水洗便所普及状況

年 度	処理区域内		水 洗 化		水洗化率	1年後水洗化率
	戸 数	人口 (A)	戸 数	人口 (B)	B/A	B(次年度)/A
平成30	110,791戸	244,210人	102,629戸	225,690人	92.4%	93.7%
令和元	112,910	246,083	105,193	228,717	92.9	94.3
令和2	114,618	248,436	107,225	232,126	93.4	—

- ※ 平成7年度から水洗化率の計算方法は水洗化人口/処理区域内人口とする。
- ※ 地域住民が水洗化をするのは下水道整備後であるため、実水洗化率は供用1年後水洗化率で表す。
- ※ 1年後水洗化率の計算方法は当該年度水洗化人口/前年度処理区域内人口とする。

● 水洗便所融資あっせん利子助成制度(平成4年度より)

年 度	融資あっせん額		利 子 助 成	
	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
平成30	1	350,000	11	43,920
令和元	0	0	10	37,387
令和2	1	300,000	11	24,174

- ※ 排水設備の設置とくみ取り便所の水洗化を促進するため、宅内排水設備工事の融資を金融機関に斡旋するとともに、その利息に相当する金額を市が負担する制度である。
- ※ 対象はくみ取り便所又は浄化槽の改造で、申請1件につき100万円(1万円単位)以内である。
- ※ 融資銀行より貸付の翌日から60ヶ月の元利均等での返済となる。
- ※ 新築・増築・事業用・アパート等については対象にならない。

融資斡旋 申請条件

- 市からの条件
- ①市税等が完納していること
 - ②市内に住所を有する個人であること
 - ③公共下水道の共用開始から3年以内であること

金融機関からの条件

- ①申込時年齢が20歳以上70歳以下であること。70歳を超える場合は、70歳以下の連帯保証人若しくは連帯債務者が1人いること
- ②安定した収入があること(所得証明必要)
- ③家屋の保存登記があり、本人又は3親等以内の親族(市内に住所を有する者に限る)であること

利子助成 年2回(8月・2月)金融機関を通じて申請人の口座へ振り込む。

● 私有地内共同排水管設置費補助制度(平成16年度より)

年 度	件 数	補 助 金 額 (円)
平成30	0	0
令和元	0	0
令和2	0	0

※ 私道に隣接する関係者が共同排水管を設置する場合に、補助金を交付する制度。

※ 事業用・アパート等については対象にならない。

補助条件 ① 囲繞地の居住者2戸以上

② 私道隣接家2戸以上が水洗化すること

③ 同意関係

- ・ 私道敷き所有者の同意
- ・ 水洗化する沿線土地所有者及び家屋の所有者の同意
- ・ 私道敷きの所有者が故人であっても、相続(未登記)によって実質に管理している者の同意で採択
- ・ 私道敷きの所有者が倒産、解散した開発業者の場合、上記同意者が紛争の対応をすることを誓約することで採択
- ・ 私道が確認できない土地でも上記同意があれば採択

● 共同住宅排水管設置費補助制度(平成18年度より)

年 度	件 数	補 助 金 額 (円)
平成30	9	1,729,500
令和元	4	902,000
令和2	10	1,612,000

※ 共同住宅は排水量が多く、周囲の環境に及ぼす影響が大きいことから、直結する排水設備及び水洗便所の普及促進を図るため、補助金を交付する制度である。

補助条件 ① 2世帯以上が入居している共同住宅であること

② 建物所有者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者が同意していること

③ 受益者負担金、下水道使用料が完納していること

④ 公共下水道の共用開始から3年以内であること(平成30年度のみ3年以上も対象)

●水洗化工事積立奨励金制度（平成23年度より）

年 度	申込み件数	支払い件数	支払い金額(円)
平成30	41	28	333,700
令和元	52	35	473,300
令和2	28	23	227,300

※ 事前に金融機関等で専用口座を開設して1年以上積み立てていただき、この積立金を使って水洗化工事をした場合に奨励金が受けられる制度。

●生活保護世帯下水道接続工事費補助制度

年 度	件 数	補助金額(円)
平成30	0	0
令和元	1	482,000
令和2	0	0

※ 生活保護世帯へ工事費用500,000円を上限として補助する制度。
補助対象建築物の所有者であること。

●非課税世帯接続促進補助制度（平成30年度より）

年 度	件 数	補 助 金 額 (円)
平成30	33	5,960,000
令和元	31	5,466,000
令和2	15	2,717,000

※ 市民税非課税世帯へ工事費用の1/2（上限額まで）を補助する制度
公共下水道の共用開始から3年以内であること（平成30年度のみ3年以上も対象）

北勢沿岸流域下水道事業計画

(事業主体……三重県)

● 計画の概要

昭和51年度の三重県において四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画が策定され、亀山市及び鈴鹿市以北の10市町を北勢沿岸流域下水道（北部処理区）と、同（南部処理区）に区分し、水質環境基準を達成、維持するために必要な下水道の整備をする計画である。

区 分	北 部 処 理 区	南 部 処 理 区
区 域	四日市市の三滝川、海蔵川分派以北の区域	四日市市の内部川以南
関 係 市 町	四日市市北部地域、桑名市、いなべ市、川越町、朝日町、菰野町、東員町、	四日市市の南部地域、鈴鹿市、亀山市
計 画 面 積	11,810.54ha	5,955.93ha
計 画 人 口	344,075人	199,941人
計 画 汚 水 量	179,534m ³ /日（日最大）	100,909m ³ /日（日最大）
浄 化 セ ン タ ー 面 積	北部浄化センター約37.7ha	南部浄化センター約19.7ha
幹 線 管 渠 延 長	97.7km	39.4km
事 業 年 度	昭和51～令和22年度	昭和62～令和22年度

● 北部処理区事業計画

関 係 市 町	桑名市、四日市市、いなべ市、川越町、朝日町、東員町、菰野町の各一部
計 画 面 積	10,285.01ha うち四日市市2,511.57ha
計 画 人 口	323,315人 うち四日市市111,181人
計 画 汚 水 量	175,809m ³ /日（日最大） うち四日市市56,104m ³ /日
幹 線 管 渠 延 長	97,680m うち四日市幹線23,320m、朝日幹線12,660m
事 業 費	約2,338億円
事 業 年 度	昭和51年度～令和6年度

● 南部処理区事業計画

関 係 市 町	四日市市、鈴鹿市、亀山市の各一部
計 画 面 積	4,413.29ha うち四日市市535.03ha
計 画 人 口	176,940人 うち四日市市19,277人
計 画 汚 水 量	80,989m ³ /日（日最大） うち四日市市9,974m ³ /日
幹 線 管 渠 延 長	39,360m うち四日市南部幹線1,100m、楠幹線4,950m
事 業 費	約1,328億円
事 業 年 度	昭和62年度～令和8年度

四日市市単独公共下水道事業計画

(事業主体……四日市市)

● 日永処理区事業計画

計 画 面 積	3134.1ha
計 画 人 口	136,152人
計 画 汚 水 量	68,752m ³ /日 (日最大)
幹 線 管 渠 延 長	90,490m
事 業 費	約2,277億円
事 業 年 度	昭和30年度～令和3年度

ポンプ場施設数

(公共下水道施設、都市下水路施設、一般排水路施設等)

区 分	箇所数	用 途 別 (台)		能 力 (m ³ /分)	
		汚 水	雨 水	汚 水	雨 水
中継ポンプ場	4	15	19	290.14	3,435.17
小規模中継ポンプ場	10	27	2	111.67	79.40
雨水ポンプ場	22	—	98	—	23,503.66
地下ポンプ場	20	—	31	—	600.41
雨水調整池	7	—	20	—	130.81
その他施設	5	7	—	30.20	—
合 計	68	49	170	432.01	27,749.45

(令和3年3月31日現在)

農業集落排水事業

農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図るため、農業集落排水事業を実施している。水沢東部地区は平成27年4月、和無田地区は平成27年9月にそれぞれ供用開始したことで、計画していた12地区の整備を全て完了した。

● 水洗化の状況

年 度	地 区	処理可能 人 口	処理可能 戸 数	水洗化 人 口	水洗化 戸 数	未水洗化 人 口	水洗化率 【対人口】 (%)
令和2	県	403	127	403	127	0	100.0
	小牧南	356	149	355	148	1	99.7
	狭 間	170	61	170	61	0	100.0
	水沢東	316	118	316	118	0	100.0
	水沢野田	203	73	203	73	0	100.0
	堂ヶ山	375	129	375	129	0	100.0
	北小松	401	140	384	130	17	95.8
	鹿 間	640	251	627	243	13	98.0
	水沢中部	1,754	608	1,605	550	149	91.5
	小 西	730	267	665	238	65	91.1
	水沢東部	650	246	540	203	110	83.1
	和無田	324	122	273	99	51	84.3
	計	6,322	2,291	5,916	2,119	406	93.6

※ 処理区域内戸数は、空き家を含めた加入戸数

● 生活保護世帯下水道接続工事費補助制度

年 度	件 数	補助金額(円)
令和30	1	500,000
令和元	0	0
令和2	0	0

※ 生活保護世帯へ工事費用500,000円を上限として補助する制度。
補助対象建築物の所有者であること。

生活排水施設

● コミュニティ・プラント整備事業

生活排水の水質保全及び生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、生活排水対策の一つとしてコミュニティ・プラント整備事業を実施した。小牧地区については平成9年6月から供用開始をし、神前地区については、平成13年6月から一部地区（曾井町、寺方町、高角町の一部）の供用を開始し、平成15年4月からは、全地域の供用を開始している。

● 水洗化の状況

年 度	地 区	処理可能 人 口	処理可能 戸 数	水洗化 人 口	水洗化 戸 数	未水洗化 人 口	水洗化率 【対人口】 (%)
令和2	小 牧	761	304	721	288	40	94.7
	神 前	2,473	976	2,367	934	106	95.7
	計	3,234	1,280	3,088	1,222	146	95.5

※ 処理可能戸数は、現況の水洗化戸数に未接続戸数（空地を除く）を加えた戸数

● 合併処理浄化槽設置補助事業

本市では、生活排水対策の一環として合併処理浄化槽を普及促進するために、昭和63年度から下水道認可区域外で補助事業を開始した。平成5年度から市の単独補助により下水道計画区域内も対象としていたが、平成25年度からは国補助区域に改正した。

この補助制度による令和2年度の設置基数は151基で、補助金額が44,190千円、昭和63年度から令和2年度までの合計は設置基数が15,965基で、補助金額が6,793,095千円となっている。

● 補助基数、補助額の推移

年度	25	26	27	28	29	30	R元	R2
基数 (市単)	318 (0)	262 (0)	233 (9)	210 (6)	214 (3)	121 (4)	155 (3)	151 (14)
補助額 (市単)	123,765 (0)	77,220 (0)	67,350 (1,920)	60,720 (1,320)	63,630 (630)	40,080 (870)	41,760 (660)	44,190 (3,210)

単位 基数：基・補助額：千円